

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

新案(一般社団法人、差異点)

新案(一般社団法人／平成25年度から適用,前年度変更点)

第1章 総則

施行規定第1条
社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

施行規定第2条
本会外科専門医制度に関する業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島
の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、
愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌
山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
鹿児島及び沖縄の各県）

規則第6条

2 修練医が修練の開始登録（以下、修練開始登録と略記）を申請するときは、修練を行うとする主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、修練開始登録申請書を専門医制度委員会に提出しなければならない。

3 修練医は、前項の修練開始登録申請書を提出するときは、第22条の規定に基づいて前項の指導責任者が編成した修練実施計画を添付しなければならない。ただし、前項及び本項の場合において、修練開始登録申請書及び修練実施計画を郵便によって提出したときは、その郵便の印印の日をもって、提出した日とみなす。

5 修練医は、医師法第16条の2の第1項で規定された臨床研修の期間中又は期間満了後6ヶ月以内に修練開始登録を申請する場合に限って、本条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これを医師法第16条の2の第1項で規定された臨床研修の開始時に行ったとみなすことができる。

6 本会の会員（以下、会員と略記）が修練開始登録を申請するときは、修練開始登録申請料の納付を要しない。

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における外科専門医の認定及び認定登録医の登録に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島
の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、
愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌
山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
鹿児島及び沖縄の各県）

第2章 修練開始登録

第3条 修練医が修練開始登録を申請するときは、修練を行うとする主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、修練開始登録申請書を専門医制度委員会に提出しなければならない。

2 修練医は、前項の修練開始登録申請書を提出するときは、規則第8条の修練実施計画を添付しなければならない。

3 修練医は、医師法で規定された卒後初期臨床研修の期間中又は期間満了後6ヶ月以内に修練開始登録を申請する場合に限って、前2項の規定にかかわらず、これを医師法で規定された卒後初期臨床研修の開始時に行ったとみなすことができる。

4 会員が修練開始登録を申請するときは、修練開始登録申請料の納付を要しない。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

- 7 会員でない者が修練開始登録を申請するときは、別に定める修練開始登録申請料を納付しなければなら
ない。ただし、既納の修練開始登録申請料は、いかなる理
由があっても返還しない。
- 8 修練医は、修練開始登録を申請した後、指定施設又
は関連施設において、通算5年以上、修練を行わなけれ
ばならず、かつ、第22条に規定された修練実施計画を
修了しなければならぬ。本条第3項ただし書の規定
は、この場合に準用する。

規則第7条

- 2 予備試験は、申請時において、修練開始登録を申請
した日から満4年以上を経過した後でなければ、受験す
ることができない。第6条第3項ただし書の規定は、こ
の場合に準用する。
- 3 予備試験を受験しようとする者（以下、予備試験受
験者と略記）は、修練を行った主たる指定施設の指導責
任者の許可を受け、次の各号の予備試験受験申請書類を
予備試験委員会に提出する。

- 1) 受験願書
- 2) 履歴書

4 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を
受理したときは、本条第3項の指導責任者に対して、そ
の予備試験受験者に予備試験の受験を許可したことを確
認する。

5 予備試験委員会は、前項の許可を確認したときは、
その予備試験受験者に対して、本条第3項の指導責任者
が予備試験の受験を許可したことを確認したことを通知
する。

6 予備試験受験者は、前項の通知を受けたときは、直
ちに別に定める予備試験受験料を納付し、かつ、本条第
3項の指導責任者が受験者本人であることを押印によっ
て承認した顔写真を予備試験委員会に提出しなければ
ならない。ただし、既納の予備試験受験料は、いかなる理
由があっても返還しない。

7 予備試験委員会は、毎年1回、受験申請書類及び筆
記試験によって審査を行い、外科診療に必要なとされる基
礎的知識を臨床に応用することができ、かつ、外科診療
に必要なとされる検査、処置及び麻酔の手法を臨床に応用
することができると判定された者を、予備試験の合格者
として決定する。

8 本会理事長（以下、理事長と略記）は、理事会の議
を経て、予備試験委員会が予備試験の合格者として決定
した者に対して、予備試験合格証を交付する。

新案（一般社団法人：差異点）

- 5 会員でない者が修練開始登録を申請するときは、修
練開始登録申請料として60,000円を納付しなければなら
ない。ただし、既納の修練開始登録申請料は、いかなる理
由があっても返還しない。
- 6 修練医は、修練開始登録を申請した後、指定施設又
は関連施設において、通算5年以上、修練を行わなけれ
ばならず、かつ、規則第8条の修練実施計画を修了しな
ければならない。（以下、削除）

第3章 予備試験

第4条 予備試験は、申請時において、修練開始登録を
申請した日から満4年以上を経過した後でなければ、受
験することができない。（以下、削除）

2 予備試験受験者は、修練を行った主たる指定施設の
指導責任者の許可を受け、次の各号の予備試験受験申請
書類を、予備試験を受けようとする年の6月10日午後5
時までに必ず到着するよう、予備試験委員会に提出しな
ければならない。

- 1) 受験願書
- 2) 履歴書

3 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を
受理したときは、前項の指導責任者に対して、その予備
試験受験者に予備試験の受験を許可したことを確認す
る。

4 予備試験委員会は、前項の許可を確認したときは、
その予備試験受験者に対して、本条第2項の指導責任者
が予備試験の受験を許可したことを確認したことを通知
する。

5 予備試験受験者は、前項の通知を受けたときは、予
備試験委員会が定めた期日までに、予備試験受験料とし
て10,000円を納付し、かつ、本条第2項の指導責任者が
受験者本人であることを押印によって承認した顔写真を
予備試験委員会に提出しなければならぬ。（以下、削
除）

6 予備試験委員会は、毎年1回、受験申請書類及び筆
記試験によって審査を行い、外科診療に必要なとされる基
礎的知識を臨床に応用することができ、かつ、外科診療
に必要なとされる検査、処置及び麻酔の手法を臨床に応用
することができると判定された者を、予備試験の合格者
として決定する。

7 理事長は、理事会の決議を経て、予備試験委員会が
予備試験の合格者として決定した者に対して、予備試験
合格証を交付する。

新案（一般社団法人／平成25年度から適用、前年度変更点）

- 5 会員でない者が修練開始登録を申請するときは、修
練開始登録申請料として60,000円を納付しなければなら
ない。ただし、既納の修練開始登録申請料は、いかなる理
由があっても返還しない。
- 6 修練医は、修練開始登録を申請した後、指定施設又
は関連施設において、通算5年以上、修練を行わなけれ
ばならず、かつ、規則第8条の修練実施計画を修了しな
ければならない。

第3章 予備試験

第4条 予備試験は、申請時において、修練開始登録を
申請した日から満4年以上を経過した後でなければ、受
験することができない。

2 予備試験受験者は、修練を行った主たる指定施設の
指導責任者の許可を受け、次の各号の予備試験受験申請
書類を、予備試験を受けようとする年の6月10日午後5
時までに必ず到着するよう、予備試験委員会に提出しな
ければならない。

- 1) 受験願書
- 2) 履歴書

3 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を
受理したときは、前項の指導責任者に対して、その予備
試験受験者に予備試験の受験を許可したことを確認す
る。

4 予備試験委員会は、前項の許可を確認したときは、
その予備試験受験者に対して、本条第2項の指導責任者
が予備試験の受験を許可したことを確認したことを通知
する。

5 予備試験受験者は、前項の通知を受けたときは、予
備試験委員会が定めた期日までに、予備試験受験料とし
て10,000円を納付し、かつ、本条第2項の指導責任者が
受験者本人であることを押印によって承認した顔写真を
予備試験委員会に提出しなければならぬ。

6 予備試験委員会は、毎年1回、受験申請書類及び筆
記試験によって審査を行い、外科診療に必要なとされる基
礎的知識を臨床に応用することができ、かつ、外科診療
に必要なとされる検査、処置及び麻酔の手法を臨床に応用
することができると判定された者を、予備試験の合格者
として決定する。

7 理事長は、理事会の決議を経て、予備試験委員会が
予備試験の合格者として決定した者に対して、予備試験
合格証を交付する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

9 予備試験合格証は、終身にわたって有効とする。ただし、予備試験の合格者である会員が本会定款第8条の規定によって会員の資格を喪失したときは、予備試験合格証の有効期間は、会員の資格を喪失した日に終わる。

10 前年度までに予備試験を受験したにもかかわらず合格しなかった者は、本条第3項の手続きを経て、改めて予備試験を受験することを妨げない。

施行規定第3条
予備試験委員会の委員長（以下、予備試験委員長と略記）及び副委員長は、認定委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

施行規定第4条
予備試験委員会は、毎年、合議によって、次の年度の予備試験の期日、予備試験の開催地及び試験場その他の要項を決定し、機関誌及び公告によって会員に公告する。

施行規定第6条
予備試験委員会は、前条の期日までに提出された予備試験受験申請書類について、不備のないことを確認する。

施行規定第7条
予備試験委員会は、予備試験受験申請書類を、受理した日から1年間、日本外科学会事務所（以下、事務所と略記）に保管する。

施行規定第8条
予備試験委員会は、その年度の予備試験の受験者について、予備試験受験申請書類及び筆記試験によって審査を行う。

2 予備試験は、毎年8月、第4日曜日に東京都又は近県で実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、予備試験の期日及び開催地を変更し、又は追加することとを妨げない。

3 予備試験の筆記試験の試験問題は、試験問題検討委員会及び試験問題検討小委員会が作成し、専門医認定委員会が承認したものとす。

施行規定第9条
予備試験の業務は、予備試験受験申請が行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

施行規定第10条
予備試験委員会は、公開しない。
2 前項の規定にかかわらず、予備試験の受験者から請求があった場合は、予備試験の筆記試験の採点結果の一部を開示することができる。

規則第15条

新案（一般社団法人：差異点）

8 予備試験合格証は、終身にわたって有効とする。ただし、予備試験の合格者である会員が本会定款第10条の規定によって会員の資格を喪失したときは、予備試験合格証の有効期間は、会員の資格を喪失した日に終わる。

9 前年度までに予備試験を受験したにもかかわらず合格しなかった者は、本条第2項から第5項の手続きを経て、改めて予備試験を受験することを妨げない。

第5条 予備試験委員会の委員長（以下、予備試験委員長と略記）及び副委員長は、認定委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

第6条 予備試験委員会は、毎年、合議によって、次の年度の予備試験の開催地及び試験場その他の要項を決定し、機関誌及び公告によって会員に公告する。

第7条 予備試験委員会は、第4条第2項の期日までに提出された予備試験受験申請書類について、不備のないことを確認する。

2 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を、受理した日から1年間、日本外科学会事務所（以下、事務所と略記）に保管する。

第8条 予備試験委員会は、その年度の予備試験の受験者について、予備試験受験申請書類及び筆記試験によって審査を行う。

2 予備試験は、毎年8月、第4日曜日に実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、予備試験委員会の議決により、予備試験の期日を変更し、又は追加することとを妨げない。

3 予備試験の筆記試験の試験問題は、試験問題検討委員会及び試験問題検討小委員会が作成し、専門医認定委員会が承認したものとす。

第9条 予備試験の業務は、予備試験受験申請が行われた年度内に完了しなければならない。

第10条 予備試験委員会は、公開しない。
2 前項の規定にかかわらず、予備試験の受験者から請求があった場合は、予備試験の筆記試験の採点結果の一部を開示することができる。

第4章 専門医の審査と認定

新案（一般社団法人／平成25年度から適用,前年度変更点）

8 予備試験合格証は、終身にわたって有効とする。ただし、予備試験の合格者である会員が本会定款第10条の規定によって会員の資格を喪失したときは、予備試験合格証の有効期間は、会員の資格を喪失した日に終わる。

9 前年度までに予備試験を受験したにもかかわらず合格しなかった者は、本条第2項から第5項の手続きを経て、改めて予備試験を受験することを妨げない。

第5条 予備試験委員会の委員長（以下、予備試験委員長と略記）及び副委員長は、認定委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

第6条 予備試験委員会は、毎年、合議によって、次の年度の予備試験の開催地及び試験場その他の要項を決定し、機関誌及び公告によって会員に公告する。

第7条 予備試験委員会は、第4条第2項の期日までに提出された予備試験受験申請書類について、不備のないことを確認する。

2 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を、受理した日から1年間、日本外科学会事務所（以下、事務所と略記）に保管する。

第8条 予備試験委員会は、その年度の予備試験の受験者について、予備試験受験申請書類及び筆記試験によって審査を行う。

2 予備試験は、毎年8月、第4日曜日に実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、予備試験委員会の議決により、予備試験の期日を変更し、又は追加することとを妨げない。

3 予備試験の筆記試験の試験問題は、試験問題検討委員会及び試験問題検討小委員会が作成し、専門医認定委員会が承認したものとす。

第9条 予備試験の業務は、予備試験受験申請が行われた年度内に完了しなければならない。

第10条 予備試験委員会は、公開しない。
2 前項の規定にかかわらず、予備試験の受験者から請求があった場合は、予備試験の筆記試験の採点結果の一部を開示することができる。

第4章 専門医の審査と認定

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

初回認定申請者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、次の各号の申請書類（以下、初回認定申請書類と略記）を認定委員会に提出する。

- 1) 初回認定申請書
- 2) 履歴書（修練開始登録年月日を含む）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 指定施設の指導責任者の発行した修練実施計画の修了証明書
- 5) 予備試験合格証（写）
- 6) 診療経験一覧表及び業績目録
- 2 認定委員会は、前項の初回認定申請書類を受理したときは、本条第1項第4号の指導責任者に対して、その初回認定申請者に面接試験の受験を許可したことを確認する。

3 認定委員会は、前項の許可を確認したときは、その初回認定申請者に対して、本条第1項第4号の指導責任者が面接試験の受験を許可したことを確認したことを通知する。

4 初回認定申請者は、前項の通知を受けたときは、直ちに別に定める申請手数料を納付し、かつ、本条第1項第4号の指導責任者が初回認定申請者本人であることを押印によって承認した顔写真及び業績の証拠資料を認定委員会に提出しなければならない。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

施行規定第22条

初回認定申請者は、申請時において、次の各号の修練の実績を有していないならない。規則第6条第3項ただし書の規定は、この場合に準用する。

- 1) 診療経験
修練開始登録を申請した後に、本号に定めるすべての手術例数を含み、かつ、別に定める350例以上の手術に従事し、そのうち術者として120例以上の手術を行っていること。ただし、本号に定める診療経験を証明するため、手術経験と対応する症例別の病歴抄録を作成し、試験委員に提示することができなければならない。

- イ) 消化管及び腹腔内臓 50例
- ロ) 乳腺 10例
- ハ) 呼吸器 10例
- ニ) 心臓及び大血管 10例
- ホ) 頭蓋内血管を除く末梢血管 10例
- ヘ) 頭頸部及び体表並びに内分泌外科 10例
- ト) 小児外科 10例
- チ) 外傷 10例
- リ) 腹腔鏡及び胸腔鏡を含む内視鏡手術 10例
- 2) 業績

新案（一般社団法人：差異点）

第11条 初回認定申請者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、審査を受けるようとする年の6月10日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、初回認定申請書類と略記）を認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 初回認定申請書
- 2) 履歴書（修練開始登録年月日を含む）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 指定施設の指導責任者の発行した修練実施計画の修了証明書
- 5) 予備試験合格証（写）
- 6) 診療経験一覧表及び業績目録
- 2 認定委員会は、前項の初回認定申請書類を受理したときは、前項第4号の指導責任者に対して、その初回認定申請者に面接試験の受験を許可したことを確認する。

3 認定委員会は、前項の許可を確認したときは、その初回認定申請者に対して、本条第1項第4号の指導責任者が面接試験の受験を許可したことを確認したことを通知する。

4 初回認定申請者は、前項の通知を受けたときは、認定委員会が定めた期日までに、初回申請手数料として20,000円を納付し、かつ、本条第1項第4号の指導責任者が初回認定申請者本人であることを押印によって承認した顔写真及び業績の証拠資料を認定委員会に提出しなければならない。（以下、削除）

第12条 初回認定申請者は、申請時において、次の各号の修練の実績を有していないならない。（以下、削除）

- 1) 診療経験
修練開始登録を申請した後に、本号に定めるすべての手術例数を含み、かつ、別に定める350例以上の手術に従事し、そのうち術者として120例以上の手術を行っていること。（以下、削除）

- イ) 消化管及び腹腔内臓 50例
- ロ) 乳腺 10例
- ハ) 呼吸器 10例
- ニ) 心臓及び大血管 10例
- ホ) 頭蓋内血管を除く末梢血管 10例
- ヘ) 頭頸部及び体表並びに内分泌外科 10例
- ト) 小児外科 10例
- チ) 外傷 10例
- リ) 腹腔鏡及び胸腔鏡を含む内視鏡手術 10例
- 2) 業績

新案（一般社団法人／平成25年度から適用、前年度変更点）

第11条 初回認定申請者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、審査を受けるようとする年の6月10日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、初回認定申請書類と略記）を認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 初回認定申請書
- 2) 履歴書（修練開始登録年月日を含む）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 指定施設の指導責任者の発行した修練実施計画の修了証明書
- 5) 予備試験合格証（写）
- 6) 診療経験一覧表及び業績目録
- 2 認定委員会は、前項の初回認定申請書類を受理したときは、前項第4号の指導責任者に対して、その初回認定申請者に面接試験の受験を許可したことを確認する。

3 認定委員会は、前項の許可を確認したときは、その初回認定申請者に対して、本条第1項第4号の指導責任者が面接試験の受験を許可したことを確認したことを通知する。

4 初回認定申請者は、前項の通知を受けたときは、認定委員会が定めた期日までに、初回申請手数料として20,000円を納付し、かつ、本条第1項第4号の指導責任者が初回認定申請者本人であることを押印によって承認した顔写真及び業績の証拠資料を認定委員会に提出しなければならない。

第12条 初回認定申請者は、申請時において、次の各号の修練の実績を有していないならない。

- 1) 診療経験
修練開始登録を申請した後に、本号に定めるすべての手術例数を含み、かつ、別に定める350例以上の手術に従事し、そのうち術者として120例以上の手術を行っていること。

- イ) 消化管及び腹腔内臓 50例
- ロ) 乳腺 10例
- ハ) 呼吸器 10例
- ニ) 心臓及び大血管 10例
- ホ) 頭蓋内血管を除く末梢血管 10例
- ヘ) 頭頸部及び体表並びに内分泌外科 10例
- ト) 小児外科 10例
- チ) 外傷 10例
- リ) 腹腔鏡及び胸腔鏡を含む内視鏡手術 10例
- 2) 業績

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

修練開始登録を申請した後に、筆頭者として、学術集会又は学術刊行物に研究発表又は論文発表をしていることと、ただし、本号に定める業績は、すべて認定委員会の審査によって、適当と認められた学術集会又は学術刊行物に発表されたものでなければならぬ。

【新設】

施行規定第23条

認定申請者の指導責任者は、認定委員会の要請を受けたときは、認定申請者についての意見書を、認定委員会に提出しなければならない。

規則第15条

5 更新認定申請者は、次の各号の申請書類（以下、更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

- 1) 更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 専門医認定証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）

6) 研修実績目録

施行規定第22条

2 更新認定申請者及び更新登録申請者並びに暫定登録申請者は、申請時において、過去5年の間に、日本外科学会定期学術集会に、1回以上、出席したことを必須とし、かつ、次の各号の学術集会に出席し、合計して30単位以上の研修実績を有していること。ただし、本号に定める単位は、各号の学術集会の1回の出席について所定の単位を算定するものとし、かつ、すべて参加証（写）又は証明書によって出席したことを証明できるものでなければならぬ。

新案（一般社団法人：差異点）

修練開始登録を申請した後に、筆頭者として、学術集会又は学術刊行物に研究発表又は論文発表をしていることと、ただし、本号に定める業績は、すべて認定委員会の審査によって、適当と認められた学術集会又は学術刊行物に発表されたものでなければならぬ。

2 前項第1号の診療経験を証明するため、平成22年12月31日付の手術主では、手術経験と対応する病歴抄録を作成しなければならず、平成23年1月1日付の手術からは、一般社団法人National Clinical Database（以下、NCDと略記）のデータベースに、NCDの診療科長又はデーク責任者の承認を経て、登録されていなければならない。

第13条 初回認定申請者の指導責任者は、認定委員会の要請を受けたときは、初回認定申請者についての意見書を、認定委員会に提出しなければならない。

第5章 専門医の更新の審査と認定

第14条 更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。（以下、削除）

- 1) 更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 専門医認定証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録
- 6) 診療経験一覧表

第15条 更新認定申請者は、申請時において、次の各号の診療経験及び研修実績を有していなければならない。

- 1) 診療経験
過去5年の間に、100例以上の手術に従事していること。
- 2) 研修実績

新案（一般社団法人／平成25年度から適用、前年度変更点）

修練開始登録を申請した後に、筆頭者として、学術集会又は学術刊行物に研究発表又は論文発表をしていることと、ただし、本号に定める業績は、すべて認定委員会の審査によって、適当と認められた学術集会又は学術刊行物に発表されたものでなければならぬ。

2 前項第1号の診療経験を証明するため、平成23年12月31日付の手術主では、手術経験と対応する病歴抄録を作成しなければならず、平成24年1月1日付の手術からは、一般社団法人National Clinical Database（以下、NCDと略記）のデータベースに、NCDの診療科長又はデーク責任者の承認を経て、登録されていなければならない。

第13条 初回認定申請者の指導責任者は、認定委員会の要請を受けたときは、初回認定申請者についての意見書を、認定委員会に提出しなければならない。

第5章 専門医の更新の審査と認定

第14条 更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 専門医認定証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録
- 6) 診療経験一覧表

第15条 更新認定申請者は、申請時において、次の各号の診療経験及び研修実績を有していなければならない。

- 1) 診療経験
過去5年の間に、100例以上の手術に従事していること。
- 2) 研修実績

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

新案(一般社団法人、差異点)

新案(一般社団法人／平成25年度から適用,前年度変更点)

過去5年の間に、本会定期学術集会に、1回以上、出席したことを必須とし、かつ、以下に掲げるものに出席し、合計して30単位以上の研修実績を有していること。ただし、本号に定める単位は、各々の1回の出席について所定の単位を算定するものとし、かつ、すべて参加証(写)又は証明書によって出席したことを証明できるものでなければならない。

- 1) 日本外科学会定期学術集会 10単位
- 2) 日本外科学会卒業教育セミナー 10単位
- 3) 日本臨床外科学会 5単位
- 4) 日本消化器外科学会 5単位
- 5) 日本胸部外科学会 5単位
- 6) 日本小児外科学会 5単位
- 7) 日本心臓血管外科学会 5単位
- 8) 日本呼吸器外科学会 5単位
- 9) 日本血管外科学会 5単位
- 10) 日本内分泌外科学会 5単位
- 11) 日本乳癌学会 5単位
- 12) 日本医学会 5単位
- 13) 本項第1号から第12号までに掲げた学会の生涯研修などの教育行事 5単位
- 4 申請時において、満65歳に達している更新認定申請者は、本条第2項の規定にかかわらず、研修実績を有していることを要しない。

【新設】

7 本条第2項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新認定申請者及び更新登録申請者と並びに暫定登録申請者が本条第2項の研修単位の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の説明書(以下、説明書と略記)を添付した更新認定申請書類を提出することができる。

8 認定委員会は、証書又は説明書を添付した更新認定申請書類及び更新登録申請並びに暫定登録申請書類を受理したときは、規則第15条第5項及び第47条並びに第52条第2項の各号に定める更新認定書類のほか、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めたとときに限って、専門医として認定することができる。

過去5年の間に、本会定期学術集会に、1回以上、出席したことを必須とし、かつ、以下に掲げるものに出席し、合計して30単位以上の研修実績を有していること。ただし、本号に定める単位は、各々の1回の出席について所定の単位を算定するものとし、かつ、すべて参加証(写)又は証明書によって出席したことを証明できるものでなければならない。

- イ) 本会定期学術集会 10単位
- ロ) 本会卒業教育セミナー 10単位
- ハ) 本会生涯教育セミナー 5単位
- ニ) 本会臨床研究セミナー 5単位
- ホ) 本会定期学術集会で指定する特別企画 3単位
- ヘ) 日本臨床外科学会 5単位
- ト) 日本消化器外科学会 5単位
- チ) 日本胸部外科学会 5単位
- リ) 日本小児外科学会 5単位
- ヌ) 日本心臓血管外科学会 5単位
- ル) 日本呼吸器外科学会 5単位
- ヲ) 日本血管外科学会 5単位
- ヾ) 日本内分泌外科学会 5単位
- カ) 日本乳癌学会 5単位
- ヨ) 日本医学会 5単位
- タ) 本号へからよまでに掲げた学会の生涯研修などの教育行事 5単位

【削除】

2 前項第1号の診療経験を証明するため、平成24年1月1日付の手術からは、NCDのデータベースに、NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て、登録されていなければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新認定申請者が前項第2号の研修単位の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の説明書(以下、説明書と略記)を添付した更新認定申請書類を提出することができる。

4 認定委員会は、証書又は説明書を添付した更新認定申請書類を受理したときは、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めたとときに限って、専門医として認定することができる。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

- 9 本条第2項に規定された研修実績は、申請時から遡って5年前の3月1日以降に開催された学術集会から算定することができる。

【新設】

新案(一般社団法人、差異点)

- 5 本条第1項に規定された診療経験及び研修実績は、申請時から遡って5年前の2月1日以降に従事した手術及び開催された学術集会から算定することができる。ただし、第17条の規定により、専門医認定証の有効期限を延長したときは、その延長の理由となった期間を除外する。

第16条 前2条の規定にかかわらず、関連外科専門医の資格を有する更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、関連外科専門医の認定証(写)を認定委員会に提出することにより、専門医認定証の有効期限と、関連外科専門医の有効期間が同一の場定証を有する更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を創設することであり、専門医認定証の有効期限と、関連外科専門医の有効期間が異なる場合は、専門医認定証の有効期間を、関連外科専門医の有効期間まで延長することができる。

2 前項の規定により、更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を創設した更新認定申請者は、関連外科専門医を更新した場合、直ちに認定委員会に報告しなければならない。更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を創設することにより、専門医認定証の有効期限と、関連外科専門医の有効期間が異なる場合は、専門医認定証の有効期間を、関連外科専門医の有効期間まで延長することができる。

3 認定委員会は、前項の規定により、更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を創設した更新認定申請者から、関連外科専門医の更新の報告を受けたときは、専門医として認定することができる。

第17条 第14条及び第15条の規定にかかわらず、更新認定申請者が次の各号のいずれかの理由により、第15条第1項各号の条件を満足できないときは、認定委員会の決議を経て、専門医認定証の有効期限を延長できる。ただし、理由を証明するための公的機関の発行した証明書又は認定委員会が必要と認めた説明書を、認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 管理職に就いたため
 - 2) 留学又は大学院における研究活動のため
 - 3) 義務的な職務に就いたため
 - 4) 出産又は育児のため
 - 5) 被災のため
 - 6) 病気のため
 - 7) その他認定委員会が正当と認めた理由のため。
- 2 前項の規定により、専門医認定証の有効期限を延長するときは、2年を上限とする。ただし、延長の繰り返しを妨げない。

新案(一般社団法人／平成25年度から適用,前年度変更点)

- 5 本条第1項に規定された診療経験及び研修実績は、申請時から遡って5年前の2月1日以降に従事した手術及び開催された学術集会から算定することができる。ただし、第17条の規定により、専門医認定証の有効期限を延長したときは、その延長の理由となった期間を除外する。

第16条 前2条の規定にかかわらず、関連外科専門医の資格を有する更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、関連外科専門医の認定証(写)を認定委員会に提出することにより、専門医認定証の有効期限と、関連外科専門医の有効期間が同一の場定証を有する更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を創設することであり、専門医認定証の有効期限と、関連外科専門医の有効期間が異なる場合は、専門医認定証の有効期間を、関連外科専門医の有効期間まで延長することができる。

2 前項の規定により、更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を創設した更新認定申請者は、関連外科専門医を更新した場合、直ちに認定委員会に報告しなければならない。更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。前条各号の規定は、この場合に準用する。

3 認定委員会は、前項の規定により、更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を創設した更新認定申請者から、関連外科専門医の更新の報告を受けたときは、専門医として認定することができる。

第17条 第14条及び第15条の規定にかかわらず、更新認定申請者が次の各号のいずれかの理由により、第15条第1項各号の条件を満足できないときは、認定委員会の決議を経て、専門医認定証の有効期限を延長できる。ただし、理由を証明するための公的機関の発行した証明書又は認定委員会が必要と認めた説明書を、認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 管理職に就いたため
 - 2) 留学又は大学院における研究活動のため
 - 3) 義務的な職務に就いたため
 - 4) 出産又は育児のため
 - 5) 被災のため
 - 6) 病気のため
 - 7) その他認定委員会が正当と認めた理由のため。
- 2 前項の規定により、専門医認定証の有効期限を延長するときは、2年を上限とする。ただし、延長の繰り返しを妨げない。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

【第55条第4項(経過措置)より移動】

新案(一般社団法人、差異点)

第18条 特例更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類(以下、特例更新認定申請書類と略記)を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 特例更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証(写)
- 4) 専門医認定証(写)
- 5) 別に定める研修実績証明書類(写)及び研修実績目録
- 6) 診療経験一覧表

2 前項の規定にかかわらず、平成28年度までに専門医の資格を喪失し、資格喪失後、2年以内の特例更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、前項第1号から第5号までの特例更新認定申請書類を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

第19条 特例更新認定申請者は、申請時において、過去5年の間に、第15条第1項第2号に定める研修実績を有していないなければならない。第15条第3項から第5項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「特例更新認定申請者」と読み替えるものとする。

第6章 認定登録医から外科専門医への移行の審査と認定

第20条 移行認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類(以下、移行認定申請書類と略記)を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、移行申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 移行認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 診療実績一覧表
- 2 移行認定申請者は、申請時において、第15条第1項第1号の診療経験を有していなければならない。

第7章 認定登録医の更新の審査と認定

新案(一般社団法人／平成28年度から適用,前年度変更点)

第19条 特例更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類(以下、特例更新認定申請書類と略記)を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 特例更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証(写)
- 4) 専門医認定証(写)
- 5) 別に定める研修実績証明書類(写)及び研修実績目録
- 6) 診療経験一覧表

2 前項の規定にかかわらず、平成23年度までに専門医の資格を喪失し、資格喪失後、2年以内の特例更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、前項第1号から第5号までの特例更新認定申請書類を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

第19条 特例更新認定申請者は、申請時において、過去5年の間に、第15条第1項第2号に定める研修実績を有していないなければならない。第15条第3項から第5項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「特例更新認定申請者」と読み替えるものとする。

第6章 認定登録医から外科専門医への移行の審査と認定

第20条 移行認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類(以下、移行認定申請書類と略記)を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、移行申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 移行認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 診療実績一覧表
- 2 移行認定申請者は、申請時において、第15条第1項第1号の診療経験を有していなければならない。

第7章 認定登録医の更新の審査と認定

規則第47条

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

更新登録申請者は、次の各号の申請書類（以下、更新登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。第15条第4項ただし書の規定は、この場合に準用する。

- 1) 更新登録申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 本会認定登録医登録証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）

規則第52条

2 前項の規定によって認定登録医の登録を申請する者（以下、暫定登録申請者と略記）は、次の各号の申請書類（以下、暫定登録申請書類）を、認定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。第15条第4項ただし書の規定は、この場合に準用する。

- 1) 暫定登録申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 本会認定医認定証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）

6) 研修実績目録

【新設】

規則第9条

理事長は、本会理事会（以下、理事会と略記）の議決を経て、専門医を認定する委員（以下、認定委員と略記）を、本会代議員（以下、代議員と略記）の中から選任する。

2 理事長は、理事会の議決を経て、専門医を認定する業務を補佐する委員（以下、認定実行委員と略記）を、専門医の中から選任する。

規則第10条

認定委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 認定実行委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

新案（一般社団法人：差異点）

第21条 更新登録申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新登録申請手数料として10,000円を納付しなければならない。（以下、削除）

- 1) 更新登録申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 認定登録医登録証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録

【削除】

第22条 暫定登録申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに到着するよう、次の各号の申請書類（以下、暫定登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、暫定登録申請手数料として10,000円を納付しなければならない。（以下、削除）

- 1) 暫定登録申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 認定医認定証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録

第23条 更新登録申請者及び暫定登録申請者は、申請時において、過去5年以内に、第15条第1項第2号に定める研修実績を有しないなければならない。第15条第3項から第5項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「更新認定申請者」とあるのは「更新登録申請者及び暫定登録申請者」と読み替えるものとする。

第8章 認定委員会

第24条 理事長は、理事会の議決を経て、認定委員会を組織する委員（以下、認定委員と略記）を、本会代議員（以下、代議員と略記）の中から選任する。

2 理事長は、理事会の議決を経て、認定委員会の業務を補佐する委員（以下、認定実行委員と略記）を、専門医の中から選任する。

第25条 認定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 認定実行委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

新案（一般社団法人／平成25年度から適用、前年度変更点）

第21条 更新登録申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新登録申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新登録申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 認定登録医登録証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録

第22条 更新登録申請者は、申請時において、過去5年以内に、第15条第1項第2号に定める研修実績を有しないなければならない。第15条第3項から第5項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「更新認定申請者」とあるのは「更新登録申請者」と読み替えるものとする。

第8章 認定委員会

第22条 理事長は、理事会の議決を経て、認定委員会を組織する委員（以下、認定委員と略記）を、本会代議員（以下、代議員と略記）の中から選任する。

2 理事長は、理事会の議決を経て、認定委員会の業務を補佐する委員（以下、認定実行委員と略記）を、専門医の中から選任する。

第24条 認定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 認定実行委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

規則第12条
認定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

規則第13条
認定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、認定委員を補充することができる。

- 2 認定実行委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、認定実行委員を補充することができる。
- 3 補充によって選任された認定委員及び認定実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

規則第14条
予備試験委員は、認定委員をもって充て、予備試験実行委員は、認定実行委員をもって充て、第9条から第13条までの規定は、この場合に準用し、これらの条文中「専門医を認定する委員」及び「認定委員」とあるのは「予備試験委員」と、又、「専門医を認定する業務を補助する委員」及び「認定実行委員」とあるのは「予備試験実行委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

施行規定第11条
認定委員の定数は、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

- 2 認定実行委員の定数は、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

施行規定第12条
認定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の専門医の認定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

施行規定第13条
認定委員会は、第20条及び第51条に定める申請期日までに提出された初回認定申請書類、更新認定申請書類、更新登録申請書類、暫定登録申請書類、及び特別初回認定申請書類について、不備のないことを確認する。

- 2 認定委員会は、初回認定申請書類、更新認定申請書類、更新登録申請書類、暫定登録申請書類、及び特別初回認定申請書類を、事務所に、受理した日から1年間、保管する。
- 3 認定委員会は、保管した初回認定申請書類を、試験委員の審査に供する。

規則第16条

新案(一般社団法人;差異点)

第26条 認定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

- 第27条 認定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、認定委員を補充することができる。
- 2 認定実行委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、認定実行委員を補充することができる。
- 3 補充によって選任された認定委員及び認定実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第28条 予備試験委員は、認定委員をもって充て、予備試験実行委員は、認定実行委員をもって充て、第24条から前条までの規定は、この場合に準用し、これらの条文中「認定委員会」とあるのは「予備試験委員会」、「認定委員」とあるのは「予備試験委員」、「認定実行委員」とあるのは「予備試験実行委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第29条 認定委員及び認定実行委員の定数は、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

第30条 認定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の専門医の認定及び認定登録底の登録の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第31条 認定委員会は、第11条、第14条、第16条、第18条、第20条、第21条及び第22条に定める申請期日までに提出された初回認定申請書類、更新認定申請書類、特別更新認定申請書類、移行認定申請書類、更新登録申請書類及び暫定登録申請書類について、不備のないことを確認する。

- 2 認定委員会は、初回認定申請書類、更新認定申請書類、特別更新認定申請書類、移行認定申請書類、更新登録申請書類及び暫定登録申請書類を、事務所に、受理した日から1年間、保管する。
- 3 認定委員会は、保管した初回認定申請書類を、試験委員の審査に供する。

新案(一般社団法人／平成25年度から適用,前年度変更点)

第25条 認定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

- 第26条 認定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、認定委員を補充することができる。
- 2 認定実行委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、認定実行委員を補充することができる。
- 3 補充によって選任された認定委員及び認定実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第27条 予備試験委員は、認定委員をもって充て、予備試験実行委員は、認定実行委員をもって充て、第23条から前条までの規定は、この場合に準用し、これらの条文中「認定委員会」とあるのは「予備試験委員会」、「認定委員」とあるのは「予備試験委員」、「認定実行委員」とあるのは「予備試験実行委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第28条 認定委員及び認定実行委員の定数は、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

第29条 認定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の専門医の認定及び認定登録底の登録の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第30条 認定委員会は、第11条、第14条、第16条、第18条、第20条及び第21条に定める申請期日までに提出された初回認定申請書類、更新認定申請書類、特別更新認定申請書類、移行認定申請書類及び更新登録申請書類について、不備のないことを確認する。

- 2 認定委員会は、初回認定申請書類、更新認定申請書類、特別更新認定申請書類、移行認定申請書類及び更新登録申請書類を、事務所に、受理した日から1年間、保管する。
- 3 認定委員会は、保管した初回認定申請書類を、試験委員の審査に供する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

- 4 認定委員会は、初回認定申請者及び専門医のうち、認定委員会が必要と認めた場合、現地調査を行うものとし、当該初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医はこれに協力しなければならない。
 - 5 認定委員会は、前項の現地調査に協力しない初回認定申請者及び専門医に対して、専門医の申請又は認定を取り消すことができる。本項は第19条を準用する。
 - 6 本条第3項によって専門医として認定されなかった者は、その日から3年間、専門医の認定を申請することができない。
- 施行規定第14条
- 認定委員会委員長（以下、認定委員長と略記）は、認定委員会の議決を経て、その年度の審査を行うために必要な試験委員の数を決定する。
 - 2 認定委員長は、認定委員会の議決を経て、試験委員を選任する。
 - 3 試験委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 試験委員に欠員を生じたときは、認定委員長は、認定委員会の議決を経て、試験委員を補充することができる。
 - 5 補充によって選任された試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 施行規定第15条
- 認定委員長は、審査期間の間、試験本部を設置し、試験業務を統括し、試験を円滑に実施するとともに、試験場の設営及び初回認定申請書類の管理を行う。

施行規定第16条

- 認定委員会副委員長は、認定委員長を補佐し、認定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

施行規定第17条

- 試験委員は、初回認定申請者について、申請書類及び面接試験によって審査を行う。

施行規定第18条

- 認定委員会は、試験委員会の審査を経た初回認定申請者について審査を行う。
- 2 認定委員会は、更新認定申請者及び更新登録申請者並びに暫定登録申請者について審査を行う。

3 認定試験は、毎年11月、第1日曜日に東京都又は近県で実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、認定試験の期日及び開催地を変更し、又は追加することを妨げない。

新案（一般社団法人：差異点）

- 4 認定委員会は、初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医のうち、認定委員会が必要と認めた場合、現地調査を行うものとし、当該初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医はこれに協力しなければならない。
 - 5 認定委員会は、前項の現地調査に協力しない初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医に対して、専門医の申請又は認定を取り消すことができる。本項は規則第15条を準用する。
 - 6 規則第13条第4項によって専門医として認定されなかった者は、その日から3年間、専門医の認定を申請することができない。
- 第32条 認定委員会委員長（以下、認定委員長と略記）は、認定委員会の決議を経て、その年度の審査を行うために必要な試験委員の数を決定する。
- 2 認定委員長は、認定委員会の決議を経て、試験委員を選任する。
 - 3 試験委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 試験委員に欠員を生じたときは、認定委員長は、認定委員会の決議を経て、試験委員を補充することができる。
 - 5 補充によって選任された試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第33条 認定委員長は、審査期間の間、試験本部を設置し、試験業務を統括し、試験を円滑に実施するとともに、試験場の設営及び初回認定申請書類の管理を行う。

第34条 認定委員会副委員長は、認定委員長を補佐し、認定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第35条 試験委員は、初回認定申請者について、申請書類及び面接試験によって審査を行う。

第36条 認定委員会は、試験委員会の審査を経た初回認定申請者について審査を行う。

- 2 認定委員会は、更新認定申請者、特例更新認定申請者、移行認定申請者、更新登録申請者及び暫定登録申請者について審査を行う。

3 認定試験は、毎年11月、第1日曜日に実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、認定委員会の決議により、認定試験の期日を変更し、又は追加することを妨げない。

新案（一般社団法人／平成25年度から適用、前年度変更点）

- 4 認定委員会は、初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医のうち、認定委員会が必要と認めた場合、現地調査を行うものとし、当該初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医はこれに協力しなければならない。
- 5 認定委員会は、前項の現地調査に協力しない初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医に対して、専門医の申請又は認定を取り消すことができる。本項は規則第15条を準用する。
- 6 規則第13条第4項によって専門医として認定されなかった者は、その日から3年間、専門医の認定を申請することができない。

第31条 認定委員会委員長（以下、認定委員長と略記）は、認定委員会の決議を経て、その年度の審査を行うために必要な試験委員の数を決定する。

2 認定委員長は、認定委員会の決議を経て、試験委員を選任する。

3 試験委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 試験委員に欠員を生じたときは、認定委員長は、認定委員会の決議を経て、試験委員を補充することができる。

5 補充によって選任された試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第32条 認定委員長は、審査期間の間、試験本部を設置し、試験業務を統括し、試験を円滑に実施するとともに、試験場の設営及び初回認定申請書類の管理を行う。

第33条 認定委員会副委員長は、認定委員長を補佐し、認定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第34条 試験委員は、初回認定申請者について、申請書類及び面接試験によって審査を行う。

第35条 認定委員会は、試験委員会の審査を経た初回認定申請者について審査を行う。

2 認定委員会は、更新認定申請者、特例更新認定申請者、移行認定申請者及び更新登録申請者について審査を行う。

3 認定試験は、毎年11月、第1日曜日に実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、認定委員会の決議により、認定試験の期日を変更し、又は追加することを妨げない。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

- 4 専門医の認定及び認定登録医の登録の業務は、申請が行われた年の12月31日までに完了しなければならない。
- 施行規定第19条
- 認定委員会は、公開しない。
- 2 試験委員の氏名は公開しない。
- 3 試験問題検討委員会委員及び試験問題検討小委員会委員の氏名は、その任期中は公開しない。
- 規則第54条

委員会は、委員長が招集する。ただし、委員会構成員(以下、委員と略記)現在数の8分の1以上から会議に付議すべき事項を示して委員会の開催を請求されたときは、委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

規則第55条

委員会は、委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

規則第56条

委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

規則第57条

やむを得ない理由のために委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができ、この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

施行規定第48条

- 規則第16条第1項によって専門医として認定された者の認定料は、40,000円とする。
- 2 規則第16条第2項及び第59条によって専門医として認定された者の認定料は、10,000円とする。
- 3 規則第45条及び第48条によって認定登録医として登録された者の登録料は、10,000円とする。

第50条 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、予備試験合格証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会認定登録医登録証又は本会認定医認定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証又は認定医認定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

新案(一般社団法人:差異点)

- 4 専門医の認定及び認定登録医の登録の業務は、申請が行われた年の生年度に完了しなければならない。
- 第37条 認定委員会は、公開しない。
- 2 試験委員の氏名は公開しない。
- 3 試験問題検討委員会委員及び試験問題検討小委員会委員の氏名は、その任期中は公開しない。

第38条 認定委員会は、認定委員長が招集する。ただし、委員現在数の8分の1以上から会議に付議すべき事項を示して認定委員会の開催を請求されたときは、認定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第39条 認定委員会は、認定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

第40条 認定委員会の議事は、出席した認定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、認定委員長の決することによる。

第41条 やむを得ない理由のために認定委員会に出席できない認定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の認定委員を代理人として表決を委任することができ、この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

第9章 認定料及び登録料等

- 第42条 規則第13条第2項によって専門医として認定された者の認定料は、40,000円とする。
- 2 規則第13条第3項によって認定された者の認定料は、10,000円とする。
- 3 規則第17条及び第19条並びに第23条によって認定登録医として登録された者の登録料は、10,000円とする。

第43条 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証又は認定医認定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証又は認定医認定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

新案(一般社団法人/平成25年度から適用,前年度変更点)

- 4 専門医の認定及び認定登録医の登録の業務は、申請が行われた年の生年度に完了しなければならない。

- 第36条 認定委員会は、公開しない。
- 2 試験委員の氏名は公開しない。
- 3 試験問題検討委員会委員及び試験問題検討小委員会委員の氏名は、その任期中は公開しない。

第37条 認定委員会は、認定委員長が招集する。ただし、委員現在数の8分の1以上から会議に付議すべき事項を示して認定委員会の開催を請求されたときは、認定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第38条 認定委員会は、認定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

第39条 認定委員会の議事は、出席した認定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、認定委員長の決することによる。

第40条 やむを得ない理由のために認定委員会に出席できない認定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の認定委員を代理人として表決を委任することができ、この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

第9章 認定料及び登録料等

- 第41条 規則第13条第2項によって専門医として認定された者の認定料は、40,000円とする。
- 2 規則第13条第3項によって専門医として認定された者の認定料は、10,000円とする。
- 3 規則第17条及び第19条によって認定登録医として登録された者の登録料は、10,000円とする。

第42条 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証又は認定医認定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証又は認定医認定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

- 理事長は、本条第1項又は第2項の規定による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、予備試験合格証、専門医認定証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会指導医選定証、本会認定医認定証又は本会関連施設証を再交付する。
- 前項の規定によって予備試験合格証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会認定医認定証、本会認定証、本会指導医選定証又は本会関連施設証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。
- 予備試験の合格、専門医の認定、指導医の選定、認定登録医の登録、認定医の認定及び指定施設又は関連施設の指定を証明する証明書が発行並びに規則第17条第3項による英文の専門医認定証の交付を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。
- 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

施行規定第52条

規則及びこの規定に規定された期日が土曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

施行規定第53条

この規定は、専門医制度委員会及び理事会の議決によって変更することができる。

施行規定第54条

この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の議決によって決する。

施行規定第56条

この施行規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

新案(一般社団法人:差異点)

- 理事長は、前項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証、又は認定医認定証を再交付する。
- 前項の規定によって予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証、又は認定医認定証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。
- 予備試験の合格、専門医の認定、認定登録医の登録、及び認定医の認定を証明する証明書の発行又は規則第14条第5項による延長通知書の再発行並びに規則第14条第6項による英文の専門医認定証の交付を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。
- 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第10章 期日の特例

第44条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

第11章 規定の変更と疑義の処理

第45条 この規定は、専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる。

第46条 この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

第47条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附則

- この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて適用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の目から施行する。

新案(一般社団法人/平成25年度から適用,前年度変更点)

- 理事長は、前項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証、又は認定医認定証を再交付する。
- 前項の規定によって予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証、又は認定医認定証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。
- 予備試験の合格、専門医の認定、認定登録医の登録、及び認定医の認定を証明する証明書の発行又は規則第14条第5項による延長通知書の再発行並びに規則第14条第6項による英文の専門医認定証の交付を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。
- 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第10章 期日の特例

第43条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

第11章 規定の変更と疑義の処理

第44条 この規定は、専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる。

第45条 この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

第46条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附則

- この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて適用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- この規則は、平成25年2月1日から改正する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の指導医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

施行規定第1条
社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

施行規定第2条
本会外科専門医制度に関する業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島
の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、
愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌
山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
鹿児島及び沖縄の各県）

規則第40条

初回選定申請者は、次の各号の申請書類（以下、初回選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。

- 1) 初回選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 専門医認定証（写）又は本会認定医認定証（写）
- 4) 現在所属する診療施設の施設長又は指導責任者の発行した勤務証明書
- 5) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 7) 診療経験一覧表

施行規定第44条

初回選定申請者は、規則第34条第1項第3号に規定された「通算10年以上」の勤務期間の中、少なくとも通算3年以上は指定施設に勤務して、臨床外科診療に従事した者でなければならない。

新案（一般社団法人：差異点）

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における指導医の選定に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島
の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、
愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌
山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
鹿児島及び沖縄の各県）

第2章 指導医の審査と選定

第3条 初回選定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、初回選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、初回申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 初回選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 専門医認定証（写）又は認定医認定証（写）
- 4) 現在所属する診療施設の施設長又は指導責任者の発行した勤務証明書
- 5) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 7) 診療経験一覧表

第4条 初回選定申請者は、規則第24条第1項第3号に規定された「通算10年以上」の勤務期間の中、少なくとも通算3年以上は指定施設に勤務して、臨床外科診療に従事した者でなければならない。

新案（一般社団法人／平成25年度から適用、前年度変更点）

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における指導医の選定に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島
の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、
愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌
山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
鹿児島及び沖縄の各県）

第2章 指導医の審査と選定

第3条 初回選定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、初回選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、初回申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 初回選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 専門医認定証（写）又は認定登録医登録証（写）
- 4) 現在所属する診療施設の施設長又は指導責任者の発行した勤務証明書
- 5) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 7) 診療経験一覧表

第4条 初回選定申請者は、規則第23条第1項第3号に規定された「通算10年以上」の勤務期間の中、少なくとも通算3年以上は指定施設に勤務して、臨床外科診療に従事した者でなければならない。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の指導医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

施行規定第45条

初回選定申請者は、申請時において、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、第22条第2項第1号から第11号までに掲げた学会の機関誌又はこれに準ずると選定委員会が認めた学術刊行物に、5篇以上の外科学に関する研究論文を、筆頭者として発表している者であること。

- イ) 日本臨床外科学会
- ロ) 日本消化器外科学会
- ハ) 日本胸部外科学会
- ニ) 日本小児外科学会
- ホ) 日本心臓血管外科学会
- ヘ) 日本呼吸器外科学会
- ト) 日本血管外科学会
- チ) 日本内分泌外科学会
- リ) 日本乳癌学会

- 2) 研修実績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、5回以上、本会の定期学術集に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者であること。

- 3) 診療経験として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、500例以上の手術に従事し、かつ、そのうち術者として150例以上の経験を有する者であること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会卒業教育セミナーを受講したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、春季に行われた本会卒業教育セミナーについては、その年度の本会の定期学術集に出席することができなかった場合に限り、これを加算することができるものとする。

- 3 本条第1項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、日本医学大会総会に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、前項に準じる。

- 4 本条第2項及び第3項に定める加算は、申請時において、専門医又は認定医の認定を受けた後に、1回以上、本会の定期学術集に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行いうことができない。

- 9 本条第1項、第2項及び第3項に規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、専門医又は認定医の認定を受けた年度の3月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集会並びに同日以降に行った診療経験から算定することができる。

新案(一般社団法人:差異点)

第5条 初回選定申請者は、申請時において、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会および次に掲げた学会の機関誌又はこれに準ずると選定委員会が認めた学術刊行物に、5篇以上の外科学に関する研究論文を、筆頭者として発表している者であること。

- イ) 日本臨床外科学会
- ロ) 日本消化器外科学会
- ハ) 日本胸部外科学会
- ニ) 日本小児外科学会
- ホ) 日本心臓血管外科学会
- ヘ) 日本呼吸器外科学会
- ト) 日本血管外科学会
- チ) 日本内分泌外科学会
- リ) 日本乳癌学会

- 2) 研修実績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、5回以上、本会の定期学術集に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者であること。

- 3) 診療経験として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、500例以上の手術に従事し、かつ、そのうち術者として150例以上の経験を有する者であること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会卒業教育セミナーを受講したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、春季に行われた本会卒業教育セミナーについては、その年度の本会の定期学術集に出席することができなかった場合に限り、これを加算することができるものとする。

- 3 本条第1項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、日本医学大会総会に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、前項に準じる。

- 4 前2項に定める加算は、申請時において、専門医又は認定医の認定を受けた後に、1回以上、本会の定期学術集に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行いうことができない。

- 5 本条第1項から前項までに規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、専門医又は認定医の認定を受けた年の2月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集会並びに同日以降に行った診療経験から算定することができる。

新案(一般社団法人／平成25年度から適用:前年度変更点)

第5条 初回選定申請者は、申請時において、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会および次に掲げた学会の機関誌又はこれに準ずると選定委員会が認めた学術刊行物に、5篇以上の外科学に関する研究論文を、筆頭者として発表している者であること。

- イ) 日本臨床外科学会
- ロ) 日本消化器外科学会
- ハ) 日本胸部外科学会
- ニ) 日本小児外科学会
- ホ) 日本心臓血管外科学会
- ヘ) 日本呼吸器外科学会
- ト) 日本血管外科学会
- チ) 日本内分泌外科学会
- リ) 日本乳癌学会

- 2) 研修実績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、5回以上、本会の定期学術集に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者であること。

- 3) 診療経験として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、500例以上の手術に従事し、かつ、そのうち術者として150例以上の経験を有する者であること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会卒業教育セミナーを受講したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、春季に行われた本会卒業教育セミナーについては、その年度の本会の定期学術集に出席することができなかった場合に限り、これを加算することができるものとする。

- 3 本条第1項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、日本医学大会総会に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、前項に準じる。

- 4 前2項に定める加算は、申請時において、専門医又は認定医の認定を受けた後に、1回以上、本会の定期学術集に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行いうことができない。

- 5 本条第1項から前項までに規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、専門医又は認定医の認定を受けた年の2月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集会並びに同日以降に行った診療経験から算定することができる。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の指導医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

施行規定第46条

選定申請者の指導責任者は、選定委員会から要請を受けたときは、選定申請者についての意見書を、選定委員会に提出しなければならない。

規則第40条

更新選定申請者は、次の各号の申請書類（以下、更新選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。

- 1) 更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証（写）
- 4) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 5) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 6) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 7) 診療経験一覧表
- 3 特例更新選定申請者は、次の各号の申請書類（以下、特例更新選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。
- 1) 特例更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証（写）
- 4) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 5) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は研修実績の証明書
- 7) 診療経験一覧表

施行規定第45条

更新選定申請者及び特例更新選定申請者は、申請時において、過去5年の間に、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、本条第1項第1号に定める学術刊行物に、2篇以上の外科学に関する研究論文を発表している者であること。
- 2) 研修実績として、3回以上、本会の定期学術集会に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。

新案（一般社団法人：差異点）

第6条 初回選定申請者の指導責任者は、選定委員会から要請を受けたときは、初回選定申請者についての意見書を、選定委員会に提出しなければならない。

第3章 指導医の更新の審査と選定

第7条 更新選定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証（写）
- 4) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 5) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 6) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 7) 診療経験一覧表
- 第8条 特例更新選定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、特例更新選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。
- 1) 特例更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証（写）
- 4) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 5) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は研修実績の証明書
- 7) 診療経験一覧表

第9条 更新選定申請者及び特例更新選定申請者は、申請時において、過去5年の間に、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、第5条第1項第1号に定める学術刊行物に、2篇以上の外科学に関する研究論文を発表している者であること。
- 2) 研修実績として、3回以上、本会の定期学術集会に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。

新案（一般社団法人／平成25度から適用、前年度変更点）

第6条 初回選定申請者の指導責任者は、選定委員会から要請を受けたときは、初回選定申請者についての意見書を、選定委員会に提出しなければならない。

第3章 指導医の更新の審査と選定

第7条 更新選定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証（写）
- 4) 専門医選定証（写）又は認定登録医登録証（写）
- 5) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 7) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 8) 診療経験一覧表
- 第8条 特例更新選定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、特例更新選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、選定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。
- 1) 特例更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証（写）
- 4) 専門医選定証（写）又は認定登録医登録証（写）
- 5) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 7) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 8) 診療経験一覧表

第9条 更新選定申請者及び特例更新選定申請者は、申請時において、過去5年の間に、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。

- 1) 業績として、第5条第1項第1号に定める学術刊行物に、2篇以上の外科学に関する研究論文を発表している者であること。
- 2) 研修実績として、3回以上、本会の定期学術集会に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の指導医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

- 3) 診療経験として、100例以上の手術に従事するか、又は指導した経験を有する者であること。
- 6 更新選定申請者及び特別更新選定申請者は、前項の規定にかかわらず、申請時において、過去5年の間に、第22条第2項の各号の学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項の参加回数に加算することができる。ただし、本項に定める加算は、申請時において、過去5年の間に、1回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行いうことができない。

新案(一般社団法人:差異点)

- 3) 診療経験として、100例以上の手術に従事するか、又は指導した経験を有する者であること。
- 2 更新選定申請者及び特別更新選定申請者は、前項第2号の規定にかかわらず、申請時において、過去5年の間に、次の各号の学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、本項に定める加算は、申請時において、過去5年の間に、1回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行いうことができない。

- 1) 本会生後教育セミナー
- 2) 本会生涯教育セミナー
- 3) 日本臨床外科学会
- 4) 日本消化器外科学会
- 5) 日本胸郭外科学会
- 6) 日本小児外科学会
- 7) 日本心臓血管外科学会
- 8) 日本呼吸器外科学会
- 9) 日本血管外科学会
- 10) 日本内分泌外科学会
- 11) 日本乳癌学会
- 12) 日本医学会

- 13) 本項第3号から第11号までに掲げた学会の生涯研修などの教育行事

- 3 前2項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新選定申請者又は特別更新選定申請者が本条第1項第1号の業績又は同項第2号の研修実績若しくは同項第3号の診療経験あるいは前項の研修実績の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の説明書(以下、説明書と略記)を添付した更新選定申請書類又は特別更新選定申請書類を提出することができる。

- 4 選定委員会は、証書又は説明書を添付した更新選定申請書類又は特別更新選定申請書類を受理したときは、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めたときに限って、指導医として選定することができる。

- 5 本条第1項及び第2項に規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、指導医の選定を受けた年の2月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集會並びに同日以降に行った診療経験から算出することができる。

新案(一般社団法人／平成25度から適用:前年度変更点)

- 3) 診療経験として、100例以上の手術に従事するか、又は指導した経験を有する者であること。
- 2 更新選定申請者及び特別更新選定申請者は、前項第2号の規定にかかわらず、申請時において、過去5年の間に、次の各号の学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、本項に定める加算は、申請時において、過去5年の間に、1回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行いうことができない。

- 1) 本会生後教育セミナー
- 2) 本会生涯教育セミナー
- 3) 日本臨床外科学会
- 4) 日本消化器外科学会
- 5) 日本胸郭外科学会
- 6) 日本小児外科学会
- 7) 日本心臓血管外科学会
- 8) 日本呼吸器外科学会
- 9) 日本血管外科学会
- 10) 日本内分泌外科学会
- 11) 日本乳癌学会
- 12) 日本医学会

- 13) 本項第3号から第11号までに掲げた学会の生涯研修などの教育行事

- 3 前2項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新選定申請者又は特別更新選定申請者が本条第1項第1号の業績又は同項第2号の研修実績若しくは同項第3号の診療経験あるいは前項の研修実績の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の説明書(以下、説明書と略記)を添付した更新選定申請書類又は特別更新選定申請書類を提出することができる。

- 4 選定委員会は、証書又は説明書を添付した更新選定申請書類又は特別更新選定申請書類を受理したときは、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めたときに限って、指導医として選定することができる。

- 5 本条第1項及び第2項に規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、指導医の選定を受けた年の2月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集會並びに同日以降に行った診療経験から算出することができる。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の指導医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

- 規則第35条
理事長は、理事会の議決を経て、指導医を選定する委員（以下、選定委員と略記）を、代議員の中から選任する。
- 規則第36条
選定委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 規則第38条
選定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 規則第39条
選定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、選定委員を補充することができる。
- 2 補充によって選任された選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 施行規定第36条
選定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の議決を経て、理事長が決定する。
- 施行規定第37条
選定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指導医の選定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。
- 施行規定第38条
選定委員会は、第42条に定める申請期日までに提出された初回選定申請書類並びに特例更新選定申請書類について、不備のないことを確認する。
- 2 選定委員会は、初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類を、地区別に区分して、事務所に、受理した日から1年間、保管する。
- 施行規定第39条
選定委員会の委員長は、指導医の選定の業務を統括する。
- 2 選定委員会副委員長は、選定委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 施行規定第40条
指導医の選定の業務は、申請が行われた年の12月31日までに完了しなければならない。
- 施行規定第41条
選定委員会は、公開しない。

新案（一般社団法人：差異点）

第4章 選定委員会

- 第10条 理事長は、理事会の議決を経て、選定委員会を組織する委員（以下、選定委員と略記）を、代議員の中から選任する。
- 第11条 選定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第12条 選定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 第13条 選定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、選定委員を補充することができる。
- 2 補充によって選任された選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条 選定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の議決を経て、理事長が決定する。
- 第15条 選定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指導医の選定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。
- 第16条 選定委員会は、第3条及び第7条並びに第8条に定める申請期日までに提出された初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類について、不備のないことを確認する。
- 2 選定委員会は、初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類を、地区別に区分して、日本外科学会事務所に、受理した日から1年間、保管する。
- 第17条 選定委員会の委員長は、指導医の選定の業務を統括する。
- 2 選定委員会副委員長は、選定委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 第18条 指導医の選定の業務は、申請が行われた年度内に完了しなければならない。
- 第19条 選定委員会は、公開しない。

新案（一般社団法人／平成25度から適用、前年度変更点）

第4章 選定委員会

- 第10条 理事長は、理事会の議決を経て、選定委員会を組織する委員（以下、選定委員と略記）を、代議員の中から選任する。
- 第11条 選定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第12条 選定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 第13条 選定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、選定委員を補充することができる。
- 2 補充によって選任された選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条 選定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の議決を経て、理事長が決定する。
- 第15条 選定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指導医の選定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。
- 第16条 選定委員会は、第3条及び第7条並びに第8条に定める申請期日までに提出された初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類について、不備のないことを確認する。
- 2 選定委員会は、初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類を、地区別に区分して、日本外科学会事務所に、受理した日から1年間、保管する。
- 第17条 選定委員会の委員長は、指導医の選定の業務を統括する。
- 2 選定委員会副委員長は、選定委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 第18条 指導医の選定の業務は、申請が行われた年度内に完了しなければならない。
- 第19条 選定委員会は、公開しない。

現行規則／施行規定(社団法人)

規則第54条
委員会は、委員長が招集する。ただし、委員会構成成員(以下、委員と略記)現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して委員会を開催を請求されたときは、委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

規則第55条
委員会は、委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

規則第56条
委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することによって決す。

規則第57条
やむを得ない理由のために委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したもののみとする。

施行規定第49条
指導医として選定された者の選定料は、20,000円とする。

施行規定第50条
氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、予備試験合格証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会認定登録医登録証又は本会認定医認定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその指導医選定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

3 理事長は、本条第1項又は第2項の規定による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、予備試験合格証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会認定登録医登録証、本会認定医認定証、又は本会関連施設設置を再交付する。

4 前項の規定によって予備試験合格証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会認定登録医登録証、本会認定医認定証、又は本会関連施設設置又は本会関連施設設置が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

新案(一般社団法人:差異点)

第20条 選定委員会は、選定委員長が招集する。ただし、委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して選定委員会を開催を請求されたときは、選定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第21条 選定委員会は、選定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

第22条 選定委員会の議事は、出席した選定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、選定委員長の決することによる。

第23条 やむを得ない理由のために選定委員会に出席できない選定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の選定委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したもののみとする。

第5章 選定料等

第24条 指導医として選定された者の選定料は、20,000円とする。

第25条 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、指導医選定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその指導医選定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

2 理事長は、前項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、指導医選定証を再交付する。

3 前項の規定によって指導医選定証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

新案(一般社団法人／平成25度から適用:前年度変更点)

第20条 選定委員会は、選定委員長が招集する。ただし、委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して選定委員会を開催を請求されたときは、選定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第21条 選定委員会は、選定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

第22条 選定委員会の議事は、出席した選定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、選定委員長の決することによる。

第23条 やむを得ない理由のために選定委員会に出席できない選定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の選定委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したもののみとする。

第5章 選定料等

第24条 指導医として選定された者の選定料は、20,000円とする。

第25条 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、指導医選定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその指導医選定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

2 理事長は、本条第1項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、指導医選定証を再交付する。

3 前項の規定によって指導医選定証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の指導医に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

5. 予備試験の合格、専門医の認定、指導医の選定、認定登録医の登録、認定医の認定及び指定施設又は関連施設の指定を証明する証明書¹の発行並びに規則第17条第3項による英文の専門医認定証の交付を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。
6. 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

施行規定第52条

規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

施行規定第53条

この規定は、専門医制度委員会及び理事会の議決によって変更することができる。

施行規定第54条

この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の議決によって決する。

施行規定第56条

この施行規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

新案(一般社団法人;差異点)

4. 指導医の選定を証明する証明書の発行を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。
5. 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第6章 期日の特例

第26条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

第7章 規定の変更と疑義の処理

第27条 この規定は、専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる。

第28条 この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

第29条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて適用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

新案(一般社団法人／平成25度から適用;前年度変更点)

4. 指導医の選定を証明する証明書の発行を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。
5. 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第6章 期日の特例

第26条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

第7章 規定の変更と疑義の処理

第27条 この規定は、専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる。

第28条 この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

第29条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて適用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成25年2月1日から改正する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の修練施設に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

新案(一般社団法人;差異点)

新案(一般社団法人／平成25年度から適用;前年度変更点)

第1章 総則

第1章 総則

施行規定第1条

社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における指定施設及び関連施設の指定に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における指定施設及び関連施設の指定に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

施行規定第2条

本会外科専門医制度に関する業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島
の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、
愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌
山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
鹿児島及び沖縄の各県）

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島
の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、
愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌
山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
鹿児島及び沖縄の各県）

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島
の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、
愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌
山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
鹿児島及び沖縄の各県）

規則第28条

指定申請施設の指導責任者は、次の各号の指定施設指定申請書類を、指定委員会に提出する。

- 1) 指定施設指定申請書
- 2) 指定申請施設内容説明書
- 3) 指導責任者、指導医、専門医、認定登録医及び認定
医名簿
- 4) 指導責任者、指導医、専門医、認定登録医及び認定
医に関する指定申請施設長の勤務証明書
- 5) 修練実施計画
- 6) 申請時における過去3年間の外科の年次別手術例数

規則第28条

2 関連申請施設の指導責任者は、次の各号の関連施設指定申請書類を、指定委員会に提出する。

- 1) 関連施設指定申請書
- 2) 関連申請施設内容説明書

第2章 指定施設及び関連施設の審査と指定

第2章 指定施設及び関連施設の審査と指定

第3条 指定申請施設の指導責任者は、指定の審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の指定施設指定申請書類を、指定委員会に提出しなければならない。

- 1) 指定施設指定申請書
- 2) 指定申請施設内容説明書
- 3) 指導責任者、指導医、専門医、認定登録医及び認定
医名簿
- 4) 指導責任者、指導医、専門医、認定登録医及び認定
医に関する指定申請施設長の勤務証明書
- 5) 修練実施計画
- 6) 申請時における過去3年間の外科の年次別手術例数

第4条 関連申請施設の指導責任者は、指定の審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の関連施設指定申請書類を、指定委員会に提出しなければならない。

- 1) 関連施設指定申請書
- 2) 関連申請施設内容説明書

第4条 関連申請施設の指導責任者は、指定の審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の関連施設指定申請書類を、指定委員会に提出しなければならない。

- 1) 関連施設指定申請書
- 2) 関連申請施設内容説明書

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の修練施設に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

- 3) 関連施設の指定を受けることに関する指定施設の指導責任者の承諾書
- 4) 関連施設の指定を受けることに関する関連申請施設の指導責任者の承諾書
- 5) 指導責任者、指導医、関連外科専門医及び関連外科指導医に関する関連申請施設長の勤務証明書
- 6) 申請時における過去1年間の外科の年次別手術例数
- 3 前項の規定にかかわらず、規則第29条第3項の規定にしたがって、改めて関連施設の指定を申請しようとする指導責任者は、そのつと、規則第28条の規定にしたがって、関連施設指定申請書類を提出しなければならない。

規則第23条

理事長は、理事会の議決を経て、指定施設及び関連施設を指定する委員（以下、指定委員と略記）を、代議員の中から選任する。

規則第24条

指定委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

規則第26条

指定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

規則第27条

指定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、指定委員を補充することができる。

- 2 補充によって選任された指定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

施行規定第24条

指定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

施行規定第25条

指定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指定施設及び関連施設の指定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

施行規定第26条

指定委員会は、第35条に定める申請期日までに提出された指定施設指定申請書類及び関連施設指定申請書類について、不備のないことを確認する。

- 2 指定委員会は、指定施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から3年間、保管する。
- 3 指定委員会は、関連施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から1年間、保管する。

新案（一般社団法人：差異点）

- 3) 関連施設の指定を受けることに関する指定施設の指導責任者の承諾書
- 4) 関連施設の指定を受けることに関する関連申請施設の指導責任者の承諾書
- 5) 指導責任者、指導医、関連外科専門医及び関連外科指導医に関する関連申請施設長の勤務証明書
- 6) 申請時における過去1年間の外科の年次別手術例数
- 2 前項の規定にかかわらず、規則第33条第4項及び第5項の規定にしたがって、改めて関連施設の指定を申請しようとする指導責任者は、そのつと、関連施設指定申請書類を提出しなければならない。

第3章 指定委員会

第5条 理事長は、理事会の決議を経て、指定委員会を組織する委員（以下、指定委員と略記）を、代議員の中から選任する。

第6条 指定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 指定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

第8条 指定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、指定委員を補充することができる。

- 2 補充によって選任された指定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 指定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

第10条 指定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指定施設及び関連施設の指定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第11条 指定委員会は、第3条及び第4条に定める申請期日までに提出された指定施設指定申請書類及び関連施設指定申請書類について、不備のないことを確認する。

- 2 指定委員会は、指定施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から3年間、保管する。
- 3 指定委員会は、関連施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から1年間、保管する。

新案（一般社団法人／平成25年度から適用：前年度変更点）

- 3) 関連施設の指定を受けることに関する指定施設の指導責任者の承諾書
- 4) 関連施設の指定を受けることに関する関連申請施設の指導責任者の承諾書
- 5) 指導責任者、指導医、関連外科専門医及び関連外科指導医に関する関連申請施設長の勤務証明書
- 6) 申請時における過去1年間の外科の年次別手術例数
- 2 前項の規定にかかわらず、規則第32条第4項及び第5項の規定にしたがって、改めて関連施設の指定を申請しようとする指導責任者は、そのつと、関連施設指定申請書類を提出しなければならない。

第3章 指定委員会

第5条 理事長は、理事会の決議を経て、指定委員会を組織する委員（以下、指定委員と略記）を、代議員の中から選任する。

第6条 指定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 指定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

第8条 指定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、指定委員を補充することができる。

- 2 補充によって選任された指定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 指定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

第10条 指定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指定施設及び関連施設の指定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第11条 指定委員会は、第3条及び第4条に定める申請期日までに提出された指定施設指定申請書類及び関連施設指定申請書類について、不備のないことを確認する。

- 2 指定委員会は、指定施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から3年間、保管する。
- 3 指定委員会は、関連施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から1年間、保管する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の修練施設に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

施行規定第27条
指定委員会の委員長（以下、指定委員長と略記）は、指定委員会の議決を経て、各地区の指定施設地区審査委員（以下、地区指定委員と略記）を選任することができる。
3 地区指定委員の任期は、指定委員の任期に準ずる。

施行規定第28条
指定委員長は、指定施設及び関連施設の指定の業務を統括する。

施行規定第29条
指定委員会副委員長は、指定委員長を補佐し、指定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

施行規定第30条
指定委員会は、指定申請施設及び関連申請施設について、規則第22条に規定された修練実施計画を含み、書類検査によって審査を行う。
2 指定施設及び関連施設の指定の業務は、申請が行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

規則第29条
5 指定委員会は、指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設のうち、指定委員会が必要と認めた場合、毎年1回以上、現地調査を行うものとし、当該指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設はこれに協力しなければならない。
6 指定委員会は、前項の現地調査に協力しない指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設に対して、施設の申請又は指定を取り消すことができる。本項は第33条を準用する。

施行規定第31条
地区指定委員は、指定委員会を補佐し、指定施設及び関連施設の指定の業務を分掌する。
2 地区指定委員は、指定委員会に出席して意見を述べるができる。

施行規定第32条
指定委員会は、公開しない。
規則第54条
委員会は、委員長が招集する。ただし、委員会構成員（以下、委員と略記）現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して委員会の開催を請求されたときは、委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

規則第55条
委員会は、委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

新案（一般社団法人：差異点）

第12条 指定委員会の委員長（以下、指定委員長と略記）は、指定委員会の決議を経て、各地区の指定施設地区審査委員（以下、地区指定委員と略記）を選任することができる。
2 地区指定委員の任期は、指定委員の任期に準ずる。

第13条 指定委員長は、指定施設及び関連施設の指定の業務を統括する。

第14条 指定委員会副委員長は、指定委員長を補佐し、指定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第15条 指定委員会は、指定申請施設及び関連申請施設について、書類検査によって審査を行う。

2 指定施設及び関連施設の指定の業務は、申請が行われた年度内に完了しなければならない。

3 指定委員会は、指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設のうち、指定委員会が必要と認めた場合、毎年1回以上、現地調査を行うものとし、当該指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設はこれに協力しなければならない。
4 指定委員会は、前項の現地調査に協力しない指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設に対して、施設の申請又は指定を取り消すことができる。本項は規則第38条を準用する。

第16条 地区指定委員は、指定委員会を補佐し、指定施設及び関連施設の指定の業務を分掌する。
2 地区指定委員は、指定委員会に出席して意見を述べることができる。

第17条 指定委員会は、公開しない。
第18条 指定委員会は、指定委員長が招集する。ただし、委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して指定委員会の開催を請求されたときは、指定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第19条 指定委員会は、指定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

新案（一般社団法人／平成25年度から適用：前年度変更点）

第12条 指定委員会の委員長（以下、指定委員長と略記）は、指定委員会の決議を経て、各地区の指定施設地区審査委員（以下、地区指定委員と略記）を選任することができる。

2 地区指定委員の任期は、指定委員の任期に準ずる。

第13条 指定委員長は、指定施設及び関連施設の指定の業務を統括する。

第14条 指定委員会副委員長は、指定委員長を補佐し、指定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第15条 指定委員会は、指定申請施設及び関連申請施設について、書類検査によって審査を行う。

2 指定施設及び関連施設の指定の業務は、申請が行われた年度内に完了しなければならない。

3 指定委員会は、指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設のうち、指定委員会が必要と認めた場合、毎年1回以上、現地調査を行うものとし、当該指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設はこれに協力しなければならない。

4 指定委員会は、前項の現地調査に協力しない指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設に対して、施設の申請又は指定を取り消すことができる。本項は規則第37条を準用する。

第16条 地区指定委員は、指定委員会を補佐し、指定施設及び関連施設の指定の業務を分掌する。

2 地区指定委員は、指定委員会に出席して意見を述べるができる。

第17条 指定委員会は、公開しない。

第18条 指定委員会は、指定委員長が招集する。ただし、委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して指定委員会の開催を請求されたときは、指定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第19条 指定委員会は、指定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の修練施設に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

規則第56条

委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

規則第57条

やむを得ない理由のために委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができ、この場合において、前2条の適用については、出席したもののみとする。

施行規定第50条

2 名称変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、本会指定施設又は本会関連施設証の再交付を求めるときは、名称変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその本会指定施設証又は本会関連施設証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

3 理事長は、本条第1項又は第2項の規定による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、予備試験合格証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会認定登録医登録証、本会認定施設認定証、本会指定施設認定証又は本会関連施設証を再交付する。

4 前項の規定によって予備試験合格証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会認定登録医登録証、本会認定施設認定証、本会指定施設認定証又は本会関連施設証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

5 予備試験の合格、専門医の認定、指導医の選定、認定登録医の登録、認定施設の認定及び指定施設又は関連施設の指定を証明する証明書の発行並びに規則第17条第3項による英文の専門医認定証の交付を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。

6 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

施行規定第52条

規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

新案(一般社団法人:差異点)

第20条 指定委員会の議事は、出席した指定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、指定委員長の決するところによる。

第21条 やむを得ない理由のために指定委員会に出席できない指定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の指定委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したもののみとする。

第4章 指定証等

第22条 名称変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、本会指定施設証又は本会関連施設証の再交付を求めるときは、名称変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその本会指定施設証又は本会関連施設証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

2 理事長は、前項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、指定施設証又は関連施設証を再交付する。

3 前項の規定によって指定施設証又は関連施設証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

4 指定施設又は関連施設の指定を証明する証明書の発行を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。

5 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第5章 期日の特例

第23条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

新案(一般社団法人／平成25年度から適用:前年度変更点)

第20条 指定委員会の議事は、出席した指定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、指定委員長の決するところによる。

第21条 やむを得ない理由のために指定委員会に出席できない指定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の指定委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したもののみとする。

第4章 指定証等

第22条 名称変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、本会指定施設証又は本会関連施設証の再交付を求めるときは、名称変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその本会指定施設証又は本会関連施設証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

2 理事長は、前項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、指定施設証又は関連施設証を再交付する。

3 前項の規定によって指定施設証又は関連施設証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

4 指定施設又は関連施設の指定を証明する証明書の発行を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。

5 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第5章 期日の特例

第23条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の修練施設に関する施行規定案

現行規則／施行規定(社団法人)

新案(一般社団法人;差異点)

新案(一般社団法人／平成25年度から適用;前年度変更点)

第6章 規定の変更と疑義の処理

施行規定第53条
この規定は、専門医制度委員会及び理事会の議決によって変更することができる。

施行規定第54条
この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の議決によって決する。

施行規定第56条
この施行規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

第6章 規定の変更と疑義の処理

第24条 この規定は、専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる。

第25条 この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

第26条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて適用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて適用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2 この規則は、平成25年2月1日から改正する。